

## 基本の柱Ⅳ 被害者の自立を促進する支援の充実

被害者が自立して生活しようとする際は、住宅や生活費の確保、就業機会の確保、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えています。課題解決に関わる機関等は多岐にわたるため、各機関が、認識を共有しながら連携を図って被害者の自立を支援することが重要です。

配暴センターでは、関係機関等と連絡調整を図りながら、被害者が加害者から精神的にも経済的にも自由となれるよう、ひとり親家庭への支援等DV被害者が活用できる各種支援制度の積極的な利用を支援していきます。

また、一時保護所等の退所後も、被害者の安全・安心が確保された上で、こころの回復支援や生活支援が途切れないよう関係機関等への引継ぎを徹底するとともに、地域における市町村や関係機関等による支援体制づくりに取り組んでいきます。

さらには、被害者が住居や仕事の確保、子どもの養育や就学の問題など「相談や保護に至った後の、先の生活が見通せない不安」から相談を躊躇することがないように、被害者の自立を促進する支援について、その充実とともに支援方策の周知・啓発に取り組んでいきます。

### 重点取組事項

被害者の自立を促進するため、就業に向けた支援等を行う際には、母子家庭（ひとり親）の被害者への経済的支援や職業能力開発支援、生活支援等ひとり親家庭支援制度の積極的な活用を図ります。

## 【施策の方向 10】 住居の確保に向けた支援

### 現状

- 配暴センター等では、一時保護所を退所した後、地域での生活に移行する前に自立に向けた支援を必要とする場合は、女性の保護施設や母子生活支援施設への入所措置を検討しています。
- 本県のDV被害者の一時保護後の状況は、直近4年間に被害者が婦人保護施設に入所した実績はありませんが、令和元年度に母子生活支援施設に入所した被害者が4人に増加しています。（図表 18）

＜表 18 DV被害者の一時保護後の状況＞ (人)

年度	婦人保護施設	自立	家庭復帰	帰郷	母子生活支援施設	その他	合計
27	2	1	4	6	0	1	14
28	0	4	1	3	0	4	12
29	0	5	2	2	2	2	13
30	0	2	3	2	1	2	10
元	0	1	2	3	4	4	14

(県子ども家庭課調べ)

○保護や保護命令の発令に至ったDV被害者（※）については、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号）に基づく住宅確保要配慮者に含まれます。

○本県においては、平成16年度から、県営住宅の入居に際し、被害者への優遇措置を設け、住居の確保に向けた支援を行っています。

※一時保護又は保護施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者、保護命令の効力が生じた日から起算して5年を経過していない者。

### 課題

○被害者の自立を支援するためには、被害者の居住の安定を図ることが極めて重要です。特に公営住宅への入居に際し、個別ケースに応じて弾力的な運用を行うことが必要となります。

○市町村においても被害者の公営住宅の優先入居等がさらに推進するよう、積極的な働きかけを行うとともに、公営住宅の数には限りがあることから、民間のアパート等に入居する場合に利用できる支援制度の創設について政府に働きかけながら、各種支援施策について被害者に情報提供できるよう、関係機関等と一層の連携を図っていく必要があります。

○DV被害者のためのシェアハウスやステップハウス（※）の設置について、意欲ある民間支援団体の育成・支援を図っていく必要があります。

※ステップハウス：一時保護施設退所後、地域での生活に移行する前に自立に向けた支援を受けながら生活する施設。

### 【今後の方策①】 公営住宅の優先入居実施等の入居対策

○県は、公営住宅への入居の際の優遇措置等入居対策を促進するとともに、配暴センターは、住居の確保に向けて被害者に寄り添った支援を行います。

施策	担当課	取組み概要
住宅の確保を支援	女性相談センター 各総合支庁(地域配 暴センター)	◆公的住宅への入居の際の優遇措置や、民間のアパート等に入居する場合に利用できる民間の保証人代行サービス等支援策について、情報を収集し、被害者へ情報提供等を実施。 ◆関係機関等と連携し、必要に応じ被害者に同行する等、住宅確保のための支援を実施。
公営住宅の優先入居等措置	建築住宅課	◆DV被害者に対して、県営住宅への単身入居を可とする等、入居条件等の優遇措置を実施。 ◆県営住宅の既存入居者でDV被害者については、別の県営住宅への住み替え（特定入居）を可とする措置を実施。 ◆家賃債務保証業者による保証制度（家賃保証債

		務)を導入し、その保証を付した場合は連帯保証人を免除する等、入居時の条件の緩和を実施。
民間住宅のセーフティネット住宅の情報提供	建築住宅課	◆住宅確保要配慮者を受け入れるセーフティネット住宅を県ホームページにおいて周知。
市町村による公営住宅の優先入居等対策の推進	子ども家庭課 女性相談センター 各総合支庁(地域配 暴センター)	◆地域DV被害者支援連絡協議会、市町村担当課長会議等機会を捉えて働きかけを行い、被害者のための住宅の確保を推進。

### 【今後の方策②】 母子生活支援施設による支援強化

○母子生活支援施設は、母子を分離せずに入所させ、母子を保護するとともに自立の促進のためにその生活を支援する施設であり、子どもの支援においても重要であることから、県では積極的な施設活用を促進します。

施策	担当課	取組み概要
母子生活支援施設の利用促進	各福祉事務所 各総合支庁(地域配 暴センター) 女性相談センター 子ども家庭課	◆母子生活支援施設を積極的に活用し、被害者及びその子どもの心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援及び退所後の支援が円滑に行われるよう、施設及び関係機関と連携を図りながら支援を実施。

### 【今後の方策③】 女性の保護施設の利用促進及び民間団体によるシェアハウスやステップハウス設置の支援

○一時保護終了後直ちに自立することが困難な被害者への自立を支援するために、女性の保護施設の利用を促進するとともに、シェアハウスやステップハウスの設置等民間の支援団体の育成・支援に取り組みます。

施策	担当課	取組み概要
女性の保護施設の活用	女性相談センター	◆女性の保護施設を活用した被害者の自立支援を継続。
ステップハウス設置に取り組む民間団体の育成・支援	子ども家庭課	◆DV被害者の自立支援に取り組む民間の支援団体の動向を把握し、シェアハウスやステップハウスの設置について、意欲ある民間支援団体を育成・支援。

#### 【今後の方策④】 保護施設等における感染症対策の徹底

○被害者の安心・安全を確保するため、女性の保護施設等の新型コロナウイルス防止対策を徹底します。

施策	担当課	取組み概要
女性の保護施設等の新型コロナウイルス防止対策	子ども家庭課 女性相談センター	◆女性の保護施設及び一時保護所において、感染症防止マニュアルを作成し、防止対策を徹底。

#### 【施策の方向 11】 就業に向けた支援 [重点項目]

##### 現状

- 配暴センター等では、被害者の求職活動に寄り添って支援するとともに、利用可能な就労支援制度や福祉制度について情報提供、助言を行っています。
- 配暴センター等との連携により、ひとり親家庭応援センターにおいても、DV被害者の就業相談が積極的に実施されています。また、「マザーズジョブサポート山形・庄内」では託児やキッズコーナーを備えており、子連れで安心して就労相談ができます。
- 県では、ひとり親家庭支援を強力に推進しており、下記の事業を展開しています。

#### 【山形県におけるひとり親家庭支援制度】

##### (1) ひとり親家庭の県内移住・定着の支援

県外から移住するひとり親家庭の方に対し、引越してから住まい・食・就労まで一体的に支援します。

##### (2) ひとり親家庭の資格取得の支援

看護師や保育士など就職に有利な資格取得のために専門学校などの養成機関で1年以上修業する場合に、生活費、家賃、通学費をパッケージで支援します。

##### (3) ひとり親家庭応援センターの運営

ひとり親家庭の子育てや生活、就労、経済などの様々な相談を受け、問題解決のお手伝いをします。法律相談が必要な方には、弁護士の紹介や相談への同行も行います。

##### (4) ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援

ひとり親家庭の子どもの対象として、無料で学習支援を行います。

##### (5) ひとり親家庭の子育て・生活支援

ひとり親が、急な仕事や病気、冠婚葬祭などで一時的に家事や育児ができないとき、または未就学児を養育している家庭が就業上の理由による場合は定期的に、家庭生活支援員を派遣し、子どもの預かりや生活のお手伝いをします。

## 課題

- 被害者の自立を支援する上で、被害者一人ひとりの状況に応じ、就業支援を行うことが極めて重要です。特にハローワークを始め、「マザーズジョブサポート山形・庄内」やひとり親家庭応援センター等関係機関との連携を一層強化する必要があります。
- 被害者がひとり親家庭に該当する場合は、ひとり親家庭支援制度の周知・活用を積極的に行い、自立を支援する必要があります。また、実施主体が市町村の事業については、実施市町村を拡大する必要があります。

## 【今後の方策①】 被害者への就業支援の充実

- 県は、関係機関との連携を強化し、配暴センターは、就職に関する情報提供や関係機関への同行支援など、被害者の就業に向け、より積極的な支援を行います。

施策	担当課	取組み概要
就業に向けた支援	女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ハローワーク等関係機関と連携し、就職に関する情報を提供。</li> <li>◆被害者の希望に応じて、ハローワークやマザーズジョブサポートセンター等へ同行支援を実施。</li> </ul>
就業支援連絡会議の開催	子ども家庭課	◆ひとり親家庭就労・自立支援センターが開催する、ハローワーク・母子生活支援施設を含む関係機関による就業支援連絡会議において、DV被害者を含むひとり親家庭の就業支援について情報交換を実施。
企業へのDV啓発	若者活躍・男女共同参画課 雇用対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆被害者が偏見を持たれることなくその置かれる状況について理解され、職場で配慮されるよう、企業向けセミナー開催等の機会を捉え、DV啓発用リーフレットを配布し、企業の理解を促進。</li> <li>◆メールマガジン「労働やまがた」を活用した啓発を実施。</li> </ul>
多様な職業訓練の実施及び支援	雇用対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆早期再就職を促進するため、民間教育訓練機関への委託等により、多様な職業訓練を実施。</li> <li>◆子育て中の希望者に託児サービス付きの職業訓練を実施。</li> <li>◆雇用保険を受給できない訓練受講者に、求職支援制度を情報提供。</li> </ul>

**【今後の方策②】 マザーズジョブサポート山形・庄内による個々のニーズに応じた支援**

○被害者が子育て中の場合などには、必要に応じ、「マザーズジョブサポート山形・庄内」において、就労支援を行います。

施策	担当課	取組み概要
ワンストップ相談窓口の設置による就業支援	若者活躍・男女共同参画課	◆「マザーズジョブサポート山形・庄内」を運営し、女性の相談員による就労と子育ての両立に向けた相談や就職あっせん、就労面接時における無償の託児など、きめ細かな支援により、被害者の就業を促進。

**【今後の方策③】 DV被害者を含む母子家庭（ひとり親）への経済的支援及び職業能力開発支援制度の周知・活用**

○配暴センター等は、ひとり親家庭応援センター等と連携しながら、就業支援等DV被害者の自立支援を行う際、ひとり親家庭支援制度を積極的に情報提供し、活用を図ります。

施策	担当課	取組み概要
ひとり親の被害者に対する自立支援	女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター)	◆ひとり親家庭応援センター等と連携し、母子家庭（ひとり親）への各種経済的支援及び職業能力開発支援制度等を周知、活用を助言。
ひとり親家庭支援の充実	子ども家庭課	◆ひとり親家庭応援センターを運営し、就職あっせんを行うとともに、ひとり親家庭相談員等による各種手続き等の同行支援や企業訪問による就業定着支援等、きめ細かな相談対応を実施。 ◆会議等の機会を捉えて、市町村の意見を聴取しながら、ひとり親家庭支援事業の充実を促進。

**【施策の方向 12】 被害者の立場に立った生活支援**

**現状**

○被害者の状況により、就業支援を行ってもなお生活に困窮する場合は、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の活用について、関係機関につないでいます。

○県男女共同参画センター・チェリアでは、弁護士による法律相談を定期的実施し、被害者の司法上の支援に役立てています。

## 課題

- 複数の窓口に対して、被害者が個別に出向いて繰り返し自身の置かれた状況を説明し、支援を受けるための手続を進めることは、加害者に遭遇する危険性が高まる上に、心理的にも身体的にも、被害者にとって大きな負担となることが指摘されており、行政機関の窓口の一本化（ワンストップ化）や同行支援を行うことが重要です。
- 全国では、DVの被害者が自立後に、個人情報 leaked ため加害者が自宅に現れ、再度の転居と子どもの転校を余儀なくされたという事例も発生しています。関係機関が連携し、再被害防止を支援して安全・安心を確保するとともに、支援に関わるすべての機関において、被害者の個人情報の管理を徹底することが極めて重要です。

### 【今後の方策①】 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の周知と利用のための支援

- 配暴センターは、被害者が生活上の困難に直面している場合、関係機関と連携しながら、自立した生活が行えるよう、被害者の立場に立った生活支援を実施します。

施策	担当課	取組み概要
被害者の生活の相談支援	女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター)	◆被害者の状況に応じ、生活保護制度の活用について、福祉事務所へ相談をつなぐとともに、県及び市町村の社会福祉協議会と連携し、DV被害者が活用できる生活困窮者自立支援制度等の周知と利用のための支援を実施。
生活保護制度による支援と配慮	各福祉事務所 地域福祉推進課	◆DV被害者に対する生活保護の適用について、生活保護の実施機関の決定や扶養義務調査等において、被害者の置かれた状況や個人情報の保護に配慮した対応を実施。
生活困窮者自立支援制度による支援	地域福祉推進課	◆DV被害者の置かれた状況に十分に配慮しながら、自立に向けた相談と関係機関との連携支援を実施。

### 【今後の方策②】 公的サービス、各種手続きの円滑な利用のための支援

- 被害者の負担軽減を図るため、市町村や関係機関における対応窓口の一元化（窓口のワンストップ化）を促進するとともに、必要に応じ配暴センター等職員が同行支援を行います。

施策	担当課	取組み概要
窓口の一元化（窓口のワンストップ化）の促進	子ども家庭課 女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター)	◆会議等の機会を捉えて、市町村等、複数の法制度や公的サービスの提供に関わる関係機関に働きかけ、被害者に対応する窓口のワンストップ化を促進。

同行支援の実施	女性相談センター 各総合支庁(地域配 暴センター)	◆関係機関における被害者の各種手続きが円滑に進むよう連絡調整を実施。必要に応じ、被害者の安全への配慮や不安の解消のために、同行支援を実施。
---------	---------------------------------	-----------------------------------------------------------------------

### 【今後の方策③】 法律相談及び民事法律扶助制度等の周知と利用のための支援

○配暴センターは、被害者一人ひとりの実情を踏まえ、保護命令申し立て、離婚調停手続き等司法手続きを進める上での支援を行います。

施策	担当課	取組み概要
司法制度利用の支援	女性相談センター 各総合支庁(地域配 暴センター)	◆必要に応じて、民事法律扶助制度(※)等の情報提供や各種法律相談窓口の紹介、同行支援を実施。
県弁護士会と連携した法律相談の実施	子ども家庭課	◆ひとり親家庭応援センターにおいて、法律相談が必要なDV被害者等には、弁護士の紹介や法律相談への同行支援を実施。
法律相談の実施	若者活躍・男女共同 参画課	◆県男女共同参画センター・チェリアで弁護士による法律相談を定期的実施。

※民事法律扶助制度：弁護士等、法律専門家による無料法律相談や、弁護士、司法書士の費用の建替え等を行う制度。  
日本司法支援センター（通称：法テラス）において実施。

### 【今後の方策④】 再被害防止の支援による安全・安心の確保

○配暴センターは、被害者が自立した後も再被害防止の支援が行われるよう、警察や市町村等関係機関と緊密に情報共有・連携していきます。

施策	担当課	取組み概要
被害者の安全・安心の確保	女性相談センター 各総合支庁(地域配 暴センター)	◆被害者が地域での生活に移行した後も、安全・安心が確保されるよう、市町村要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、警察等関係機関と緊密に情報共有し、支援体制づくりを調整。
再被害防止の支援	県警察警務課	◆同じ加害者による再犯によって生命・身体に関する被害のおそれがある場合、警察において犯罪被害者等を「再被害防止対象者」として指定し、重点警戒を行うなど再被害を防止。

### 【今後の方策⑤】 被害者等の個人情報の保護の徹底

○被害者の安全確保を図るため、住所や居所はもとより、被害者等に係る個人情報の保護を徹底するとともに、被害者支援に関わる市町村等関係機関に対し、適切な個人情報の取扱いについて周知します。

施策	担当課	取組み概要
被害者の個人情報の保護の徹底	女性相談センター 各総合支庁(地域配 暴センター)	◆被害者の個人情報の保護を徹底。 ◆住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付に対する拒否等の措置(DV等支援措置)の手続きについて被害者に情報提供するとともに、外国人登録原票や医療保険、マイナンバーの適切な取扱い等について、市町村等関係機関に周知。
関係機関における個人情報の保護の徹底及び周知	子ども家庭課 税政課 市町村課 健康福祉企画課 雇用対策課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 生涯教育・学習振興課 県警察人身安全少年課	◆被害者の個人情報の保護を徹底。 ◆担当者会議等多様な機会を捉えて、市町村等関係機関及び担当職員へDV被害者にかかる個人情報の適切な取扱い等について周知。

### 【施策の方向 13】 こころの回復支援

#### 現状

○現在、被害者に対しては、中央配暴センター(女性相談センター)において心理担当職員等が必要に応じて心のケアを実施しているほか、関係機関・医療機関と連携し、被害者の意向を尊重したこころの回復を支援しています。

#### 課題

○被害者は、繰り返される暴力の中でPTSD(心的外傷後ストレス障害)等の障がいを抱えることもあり、加害者と離れ、自立した社会生活を営むことが可能となっても、心理的ダメージは長期にわたって心身に様々な影響を及ぼすことがあります。関係機関・医療機関との連携を一層強化し、心理的ケアが継続されるよう支援する必要があります。

**【今後の方策①】 被害者のメンタルヘルスケアの実施**

○県は、被害者のこころの回復のための支援体制を充実します。また、中央配暴センターにおいて、心理担当職員等が心のケアを実施するとともに、被害者の意向を聞きながら、中長期的ケアも視野に入れて適切な機関においてこころの回復を図ります。

施策	担当課	取組み概要
被害者のこころのケアの実施	女性相談センター	◆心理担当職員等による心のケアを実施。 ◆関係機関・医療機関と連携し、被害者の状況に応じた精神面での中長期的ケアを検討。
母子生活支援施設への心理療法担当職員の配置	子ども家庭課	◆母子生活支援施設に心理療法担当職員を配置し、母子への心のケアを実施。 ◆退所後も必要に応じて、心のケアを継続。
「こころの相談」を実施	若者活躍・男女共同参画課	◆県男女共同参画センター・チェリアにおいて、定期的にカウンセラーによるこころの相談を実施。
「心の健康電話相談」を実施	障がい福祉課	◆精神保健福祉センターにおいて、心の健康電話相談（電話・面談・メール）を実施し、必要に応じて診療も実施。 ◆保健所において、電話・面談による相談を行い、医療機関や福祉関係事業所等の情報提供や家庭訪問による健康管理活動を実施。
性暴力被害者への臨床心理士等の紹介・カウンセリング費用の助成	消費生活・地域安全課 県警察警務課	◆「やまがた性暴力被害者サポートセンター（ベにサポやまがた）」における性暴力被害者への支援。
医療機関の情報提供	健康福祉企画課	◆山形県医療機関情報ネットワークを通じ、PTSD等に対応できる医療機関について情報提供。

**【今後の方策②】 被害者を支えるアフターケアの充実**

○配暴センターは、被害者が自立した後も継続して相談等の援助を受けられるよう、適切な相談機関を紹介する等の対応を行います。

施策	担当課	取組み概要
地域生活における被害者の回復支援	女性相談センター 各総合支庁(地域配暴センター)	◆被害者が地域での生活に移行した後も、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、被害者の意向を聞きながら、カウンセリング等の専門家や知見を有する、適切な相談機関を紹介。